２０１３年１１月２２日

報道関係者　各位

安愚楽牧場事件・第３回公判の見どころ

反対尋問を通じて事件の本質や実態が追求される、この裁判の山場です！

あぐら被害者の会
代表　川口瑞夫
（連絡先）　携帯•SMS: ***-****-****(川口)
Mail: **********(川口)

来たる１１月２５日に安愚楽牧場事件の第３回公判が開かれます。そこでは被告人２人に対する検察側からの反対尋問が予定されているので、この裁判の山場だと思われます。つきましては、１社でも多くの報道関係者の皆さまにご取材いただけますようお願いいたします。

以下、ご参考までに、裁判の争点を簡単に整理させていただきます。

この裁判では、被告人２人は起訴事実を認めているので、犯罪事実に関する争点はないと理解されています。しかし、情状酌量を目的として、被告側が主張している犯行動機や事件のバックグラウンドには、多くの争点が存在しています。安愚楽牧場事件の本質や実態を理解するためには、事件のバックグラウンド――経営の実態に関する事実を明らかにする必要があります。**２５日の反対尋問では、経営の実態に関する事実認識をめぐって、検察側と被告側との対立が明白になると思われます**ので、ぜひご注目いただけますようお願いいたします。

三ケ尻・大石の両被告側の主張の中心は以下の３点にまとめられると思います。

(1)牛番号の偽装は一時的なものだった。
(2)ＢＳＥ・口蹄疫などの外的な要因によって、苦渋の選択で犯行に及んだ。
(3)牛の増産計画により偽装状態を解消する意思があったが、実現できなかった。

「あぐら被害者の会」では、こうした被告側の主張に多くの矛盾が存在することを記した嘆願書を、東京地検・特別公判部の大山検事に計２通ほど提出しています（１０月２１日、２８日）。その概略は以下のとおりです。

(1)債権者集会における破産管財人の報告によれば、**安愚楽牧場は過去２０年にわたって赤字**の経営が続いていたのであり、牛番号の偽装は一時的な資金難による犯行ではない。

(2)被告側は「解約が殺到したから」と説明しているが、解約数の増加は牛番号偽造の理由にはならない。なぜなら、解約された数と同数の新規契約を取れば問題は解消するのであり、存在しない牛番号で新規契約を取る必要はない。

この事件の本質は、「実在牛の数 ＜ 契約数」なのであり、解約による契約数の減少は、偽装の解消要因になることはあっても、原因になることはない。**解約増加による資金ショートと、事業赤字による資金ショートは、現象は似ているがそのメカニズムはまったく違う。架空牛での契約が意味を持つのは、後者のケースのみである。**

(3)資金繰りを考慮しない牛の増産計画は机上の空論である。被告側は第２回公判で、「契約数を一定に保ちながら牛の数を増やす計画だった」と説明していたが、**契約数を増やさないで牛の数を増やした場合、増えた牛の肥育コストはどこから調達するつもりだったのか。**海外販路を開拓したくらいで、その資金がまかなえるとは考えがたい。

この事件の実態を明らかにするためには、これらの問題点について白黒をはっきりさせる必要があります。また、嘆願書では、被告人が反省などしていないことも強調しています。

三ケ尻被告は第２回公判で、「被害者に対しては、破綻後の説明会（２０１１年８月）で謝罪した」と証言していました。しかし、その説明会では**「牛の数は足りている」と虚偽の説明をしていた**のですから、今回の起訴事実（牛番号の偽造）について謝罪することは不可能です。

また、三ケ尻被告は「民事再生を選択したのは和牛オーナー制度を存続させたかったからだ」という証言もしていましたが、これも事実に反します。上記の説明会では**「清算型の民事再生」だと説明されていた**のですから、その時点でオーナー制度の継続はありえません。むしろ、偽装の事実を隠蔽するために民事再生を選んだ、とも推察可能です。

こうした証言からもわかるように、**三ケ尻被告が口にする謝罪や弁明は、その場限りの思いつきばかり**であり、彼女が自分自身が行った行為に対して真剣に反省しているとは到底思えません。大山検事には、こうした点も厳しく追求するように嘆願してあります。

この裁判の判決については１２月１９日が予定されていますが、その判決内容を正確に理解するためにも、１１月２５日の反対尋問は重要だと思われます。報道関係者の皆さまにおかれましては、ぜひ第３回公判の詳細を傍聴・取材していただき、安愚楽牧場事件の本質に迫るような報道をしていただけますよう、重ねてお願い申し上げます。

もちろん、あぐら被害者の会は、すべての公判に出席・傍聴しておりますので、取材についても可能な限りの協力をさせていただく所存です。

以上